

## 業務委託契約書（案）

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」と  
いう。）とは、洗濯業務について、次のとおり、委託契約を締結する。

### （委託の目的）

第1条 甲は、洗濯業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （契約の履行）

第2条 乙は、別添の仕様書及び甲の指示に従い、この契約を誠実かつ確実に履行しなければならない。

### （委託期間）

第3条 委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、実施した洗濯の数量に単価を乗じた金額とする。委託料の単価は、物件（品）毎の1納入当たりの洗濯料とし、別表1の単価表のとおりとする。

### （委託料の支払い）

第5条 乙は、月毎に実施分について、甲の検査を受けた後に、物件（品）毎の実績洗濯数量に別紙1の単価を乗じた額に消費税を乗じた金額を甲に請求する。

なお、消費税に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が、銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

### （契約保証金）

第6条 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(業務責任者、従事者等)

第7条 乙は、委託業務の適切な実施を図るため、業務責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。業務責任者を変更しようとするときも同様とする。

2 業務責任者は、委託業務の実施に係る業務の管理その他の乙が必要と認めて委任した事項についての事務を処理するものとする。

3 乙は、委託業務に従事させる者（以下「従事者」という。）の名簿を甲に提出しなければならない。従事者を変更しようとするときも同様とする。

4 甲は、従事者のうち不適格者があると認めるときは、その旨を乙に通知して従事者の交代を申し出ることができる。この場合、乙は、実情を調査のうえ、甲の申し出が正当と認めるときは速やかに従事者の交代を行うものとする。

(再委託の制限)

第8条 乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせてはならない。

(委託業務に基づく権利、義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、この契約の履行により得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解約された後も同様とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第11条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は業務等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(協力義務)

第12条 甲は、データの提供等乙が委託業務を処理するために必要な協力をを行うものとする。

(帳簿等)

第13条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完納の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示)

第15条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、委託業務の実施中に、乙の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を補償しなければならない。

2 前項に規定する損害賠償の請求方法については、理由が発生した後、速やかに甲乙協議のうえ定めるものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第17条 乙は、乙の責めに期すべき事由により契約の履行期限内に、この契約に基づく業務を履行しないときは契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 第1項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

- (4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。
- 3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。
- 4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既実施部分の割合に応じた委託料を支払うものとする。
- 5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(疑義の処理)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 茨城県笠間市鯉淵6528  
茨城県立中央病院長

乙